電子納品運用ガイドライン <土木委託業務等 編>

平成 19 年4月 神奈川県企業庁

<目 次>

1	本ガイドラインについて	1
	1-1 本ガイドラインの取り扱い	2
	1-2 電子納品の定義と実施計画	2
	1-2-1 電子納品の定義	2
2	事前準備	4
	2-1 事前に準備すべきシステム環境	4
	2-2 電子納品関連要領・基準の入手方法	5
	2-3 発注資料の作成	6
	2-3-1 特記仕様書の作成	6
	2-3-2 積算方法(歩掛)	7
	2-3-3 設計書コード	7
3	着手時の事前協議	8
	3-1 電子納品適用項目	8
	3-1-1 電子納品適用項目	8
	3-1-2 押印(公印及び私印)が必要な書類の取り扱いについて	9
	3-2 事前協議の実施	. 10
4	電子納品実施体制	. 11
5	検査前協議	. 12
	5-1 電子データで検査を行う書類の範囲	. 12
	5-2 検査前協議の実施	. 12
6	電子納品媒体の作成	. 13
	6-1 基本的な電子納品媒体の作成手順	. 13
	6-2 電子納品媒体の作成	. 14
	6-2-1 フォルダ構成	. 14
	6-3 チェックシステムによるチェック	. 22
	6-4 CD-R への書き込み	. 24
	6-4-1 使用媒体	. 24
	6-4-2 成果品が複数枚に渡る場合の処置	. 24
	6-5 ウイルスチェック	. 25
	6-6 ラベル作成	. 26
	6-7 原本性の確保	
7	電子納品媒体の確認・検査	. 29
	7-1 基本的な電子納品媒体の確認手順	. 29
	7-2 電子納品媒体の外観確認	. 30
	7-3 ウイルスチェック	. 30

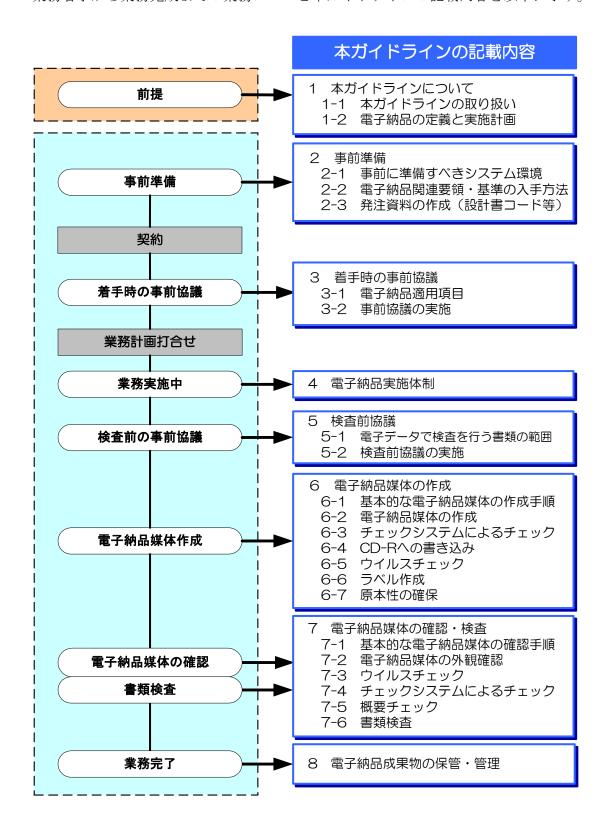
7-4 チェックシステムによるチェック	30
7-5 概要チェック	30
7-6 書類検査	31
7-6-1 書類検査の準備	31
7-6-2 書類検査時の対応	31
8 電子納品成果物の保管・管理	31
【巻士次料 1】 東前扨詳チュッカシート	

【巻末資料 1】事前協議チェックシート

【巻末資料 2】検査前協議チェックシート

1 本ガイドラインについて

業務着手から業務完成までの業務フローと本ガイドラインの記載内容を以下に示す。



1-1 本ガイドラインの取り扱い

電子納品運用ガイドライン(以下、本ガイドライン)は、平成 16 年 3 月に策定した「神奈川県 CALS/EC アクションプログラム」を踏まえ、神奈川県県土整備部が作成した電子納品運用ガイドラインに基づき神奈川県企業庁が発注する工事・業務委託について電子納品を円滑に実施するために作成したものである。

本ガイドラインは、国土交通省が策定した電子納品関連要領・基準(案)を踏まえ、 特記仕様書作成や受発注者間での協議内容、さらには書類検査方法などの留意点をま とめたものである。

本ガイドラインは、必要に応じて逐次見直していく。

1-2 電子納品の定義と実施計画

1-2-1 電子納品の定義

「電子納品」を以下の通り定義する。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階で発注した成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、本ガイドラインに示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

神奈川県企業庁においては、特に以下の目的により電子納品を実施する。

- 書類作成・閲覧性を効率化し、電子データを活用して業務・工事を実施することにより、品質を向上させる。
- 電子データで納品することにより、成果品の保管を効率化し、省スペース 化・省資源化及びコスト縮減を実現する。
- 電子データで納品することにより、成果品の検索・再利用性を高め、コスト縮減、品質の向上、緊急時の的確な対応及び効率的な施設の維持管理を実現する。

電子納品は、表 1-1 に示す仕様書において規定される成果品(神奈川県企業庁発注業務)を対象とする。

表 1-1 成果品の仕様割	₹ 1-1	成果品の仕	丰
---------------	-------	-------	---

業務種別	仕様書名称	策定年	策定
測量・調査・設計業務	測量・調査・設計業務共通仕様書	平成10年度	神奈川県県土整備部 (旧土木部)

電子納品対象として指定された業務について電子納品を実施する。なお、共通仕様 書各種規定等の改定(電子納品への対応)までは、電子納品実施のために必要な措置 を特記仕様書で対応する。

1-2-2 準拠する要領・基準類

電子納品実施における事前協議の内容、電子納品データの作成方法、ファイルフォーマット及び格納媒体等は、本ガイドラインにおいて定めるものとするが、本ガイドラインに示されていない事項は、国土交通省が策定している以下の電子納品に関連する要領・基準(案)に準拠する。

なお、国土交通省の各要領・基準(案)は年度途中に改定される場合もあるが、適 用にあたっては、業務発注時点における最新版に準拠することとする。

表 1-2 電子納品関連要領・基準

(参考:平成17年12月時点の最新版)

要領・基準名	策定年月	策定機関
土木設計業務等の電子納品要領 (案)	平成 16 年 6 月	
CAD 製図基準(案)	平成 16 年 6 月	
地質・土質調査成果電子納品要領(案)	平成 16 年 6 月	
デジタル写真管理情報基準 (案)	平成 18 年 1 月	
測量成果電子納品要領(案)	平成 16 年 6 月	国土交通省
土木設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編	平成 16 年 6 月	
CAD 製図基準(案)電気通信設備編	平成 16 年 6 月	
土木設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編	平成 18 年 3 月	
CAD 製図基準(案)機械設備工事編	平成 18 年 3 月	

これらの国土交通省の各要領・基準(案)については、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページより入手できる。

(国土交通省国土技術政策総合研究所HP: http://www.nilim-ed.jp/)

以下に業務種別と適用する国土交通省の基準・要領の有無(平成 19 年 2 月 現在)を示す。

表 1-3 業務種別と適用基準・要領の有無

種別	土木設計業務等の 電子納品要領(案)	CAD 製図 基準(案)	デジタル写真 管理情報基準(案)	地質・土質調査成果 電子納品要領(案)	測量成果電子納品要領(案)
設計	0	0	0		
地質・土質調査	0	0	0	0	
測量	0	0	0		0
その他の業務	○(準用)				

2事前準備

2-1 事前に準備すべきシステム環境

電子納品に必要な機器、ソフトウェア等を以下に整理する。

表 2-1 電子納品に必要となる機器・環境

機器、ソフト	発注者	受注者	最低限必要な仕様
パソコン			Windows を搭載していること
	•	•	CD-R ドライブを搭載していること
CD-R/RW ドライブ		•	
ウイルス対策ソフト			ウイルス定義ファイルが更新可能なこと
ワープロソフト	•	•	一太郎 8 以上,Word98 以上(推奨)
表計算ソフト	•		Excel97 以上(推奨)
PDF 作成ソフト	•	•	Adobe Acrobat(推奨)
電子納品物チェック			XML が扱えること
ソフト(XML 閲覧ソ	0		
フト)			
電子納品物作成ソフ			XML が扱えること
F		•	(電子納品物チェックソフトを利用せずに作成する
			ことは可能ではあるが、利用することを推奨する。)
デジタルカメラ		0	100 万画素程度 詳細はP19参照
写真管理ソフト			
CAD ソフト			SXF フォーマット対応
			発注者はSXFブラウザ [※] でも対応可

●:必須、○:業務内容により必要、△:準備することが望ましい

※SXFブラウザ

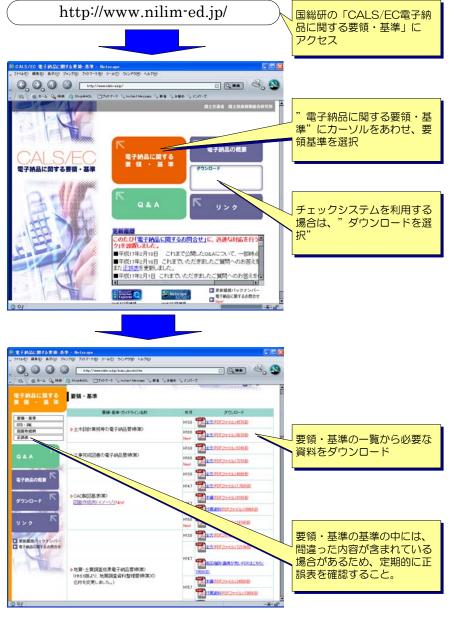
SXFとは「Scadec data eXchange Format」の略で、建設(土木・建築)分野の CAD データ交換の標準化を目的として作成された共通ルール(ファイルフォーマット)である。SXF ブラウザとは SXF フォーマットのデータを閲覧するソフトであり、 (財) 日本建設情報総合センターの HP (以下にアドレスを記載) より無償でダウンロードできる。

http://www.cals.jacic.or.jp/cad/

2-2 電子納品関連要領・基準の入手方法

国土交通省の各要領・基準(案)については、必要に応じて国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ(http://www.nilim-ed.jp/)より入手できる。

国土交通省の各要領・基準(案)はいずれも PDF 形式データで作成されており、ホームページからダウンロードし、パソコンで閲覧および印刷することができる。



なお、PDF 形式の文書の閲覧表示には、無料で配布されている閲覧用ソフト Acrobat Reader をあらかじめパソコンにインストールしておく必要がある。Acrobat Reader は下記のホームページからダウンロードするか、もしくは雑誌付録等の CD-ROM から入手することもできる。

アドビシステムズ株式会社ホームページ (http://www.adobe.co.jp/)

2-3 発注資料の作成

2-3-1 特記仕様書の作成

共通仕様書に電子納品に関する事項が記載されるまでは、電子納品のために必要な 措置を特記仕様書に記述することとする。

従って、電子納品対象業務の発注にあたり、発注者は当該業務が対象業務であることを明示する。なお、特記仕様書は PDF ファイル形式により受注者へ渡すものとする。(受注者は発注者から受け取った特記仕様書(PDF)を報告書フォルダに格納する)

(特記仕様書例)

第〇〇条(適用範囲)

本特記仕様書は、当該業務である平成〇〇年度〇〇業務委託 (以下「本業務」という。)の最終成果を電子納品の対象とし、そのために必要な事項について定めるものである。

第○○条(電子納品)

電子納品とは、本業務の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「電子納品運用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。) に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。

第○○条(電子納品実施における管理責任者の設置)

受注者は、電子納品の実施にあたり、電子データの作成及び管理、コンピュータウイルス対策に関する管理責任者を設置するとともに、事前協議チェックシートにその旨を記載すること。管理責任者は、電子データの管理に関する十分な知識を有する者とし、データの紛失や改ざん防止のためのバックアップやコンピュータウイルス対策を行うこと。

第○○条(成果品の提出)

成果品は、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)に格納して 2 部提出 する。なお、協議により電子納品の対象外とした書類は、従来通り紙で納品する。

「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として、成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

また、紙による書類の提出は必要最小限とする。

第○○条(成果品の確認)

受注者は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施すること。

なお、電子データの検査方法については、別途協議の上、決定する。

第○○条(その他)

受注者は、本委託業務を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、業務計画書に添付する。また、その他業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに調査職員と協議し、その指示を受けなければならない。

2-3-2 積算方法(歩掛)

従来の紙での納品の場合においても、文書や図面等は既に電子化されている場合が 多く、電子納品するにあたって電子化する手間はほとんど無いことから、当面、紙で の納品と同様とする。

電子納品に係る費用(歩掛)については、別途計上せず、従来どおりとする。

2-3-3 設計書コード

業務管理ファイルに記入する設計書コードは、当面の間、TECRIS 登録番号とする。 TECRIS への登録は受注金額 500 万円以上が対象となっているため、500 万円以上の業務は TECRIS 登録番号を適用するが、500 万円未満の場合は TECRIS への登録を行わないため、固定の番号を付けることとする。

● 500 万円以上: TECRIS 登録番号

● 500 万円未満:西暦下二桁+固定番号(9999)

設計書コードは、TECRIS 登録番号とする。

●500 万円以上の業務: TECRIS 登録番号

例: TECRIS 登録番号が「0123-456789」の場合、設計書コードには「-」を除き、「0123456789」を入力する。

●500 万円未満の業務: 西暦下二桁+固定番号 (9999) 例: 平成 17 年度 (2005 年度) の発注業務 (受注金額 500 万円未満) の場合、「059999」 を入力する。

- ※ TECRIS に関する情報は以下の HP で確認することができる。
 - (財) 日本建設情報総合センター HP: http://www.ct.jacic.or.jp/tecris/

3 着手時の事前協議

3-1 電子納品適用項目

3-1-1 電子納品適用項目

電子納品対象業務委託では、国土交通省の各要領・基準(案)で定められた電子納品のうち、表 3-1の項目について電子納品を実施する。

表 3-1 電子納品適用項目(設計業務等)

業		項目 作成者 フォルダ 管理ファイル		ファイル形式	電子納品			
務	大項目	小項目	発注者	受注者	7 2 16 7	日生ノナイル	7 7 7 70 110 110	の適用
	特記仕様書		•		REPORT	REPORT.XML	PDF	0
共通	業務計画書			•	REPORT	REPORT.XML	PDF	0
WE	打合せ協議簿	Ì		•	REPORT	REPORT.XML	PDF	0
		報告書ファイル			REPORT	REPORT.XML	PDF	0
= n.	報告書	オリジナルファ イル		•	REPORT/ORG	REPORT.XML	オリジナル	0
設計	図面	_		•	DRAWING	DRAWING.XML	SXF(sfc)	\triangle
ы		参考写真			PHOTO/PIC	PHOTO.XML	$_{ m JPEG}$	0
	写真	参考図		•	PHOTO/DRA	PHOTO.XML	JPEG TIFF(G4)	0
		報告書ファイル		•	REPORT	REPORT.XML	PDF	0
	報告文	オリジナルファ イル		•	REPORT/ORG	REPORT.XML	オリジナル	0
	ボーリング 柱状図	ボーリング 交換用データ		•	BORING/DATA	BORING.XML	XML	Δ
地質		電子柱状図		•	BORING/LOG	BORING.XML	PDF	0
		電子簡略柱状図		•	BORING/DRA	BORING.XML	SXF(sfc)	Δ
土質調	図面	地質平面図		•	DRAWING	DRAWING.XML	SXF(sfc)	Δ
) 調		地質断面図		•	DRAWING	DRAWING.XML	SXF(sfc)	Δ
查	各種試験	土質試験及び 地盤調査		•	BORING/TEST	BORING.XML	PDF JPEG	0
	写真	コア写真		•	BORING/PIC	BORING.XML	JPEG	0
		現場写真		•	PHOTO/PIC	PHOTO.XML	JPEG	0
	その他	その他 その他 地質調査資料		•	BORING/OTHERS	BORING.XML	_	Δ
		基準点測量		•	SURVEY/KITEN	SURVEY.XML	PDF,TXT等	0
		水準点測量			SURVEY/SUIJUN	SURVEY.XML	PDF,TXT 等	0
測量	測量 データ	地形測量		•	SURVEY/CHIKEI	SURVEY.XML	DM,PDF,TXT 等	0
土	7 - 9	路線		•	SURVEY/ROSEN	SURVEY.XML	PDF,TXT 等	0
		河川		•	SURVEY/KASEN	SURVEY.XML	PDF,TXT 等	0
		用地測量		•	SURVEY/YOUCHI	SURVEY.XML	PDF,TXT 等	0

※詳細は事前協議シートを参照

【電子納品の適用の凡例】

○:電子納品することが望ましい書類

△:受発注者間の協議にて電子納品実施を決める書類

3-1-2 押印(公印及び私印)が必要な書類の取り扱いについて

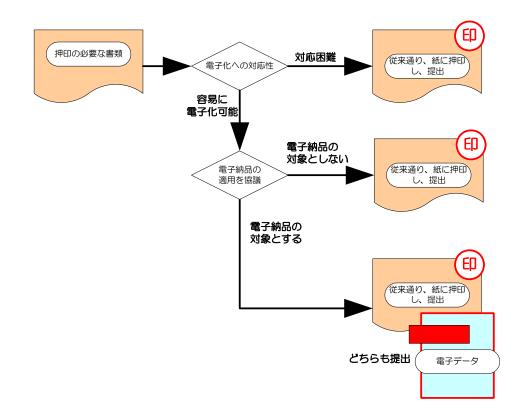
押印が必要な書類に関する電子納品実施の是非については、受発注者間の事前協議により決定するが、基本的な取り扱いについては、以下のとおりとする。

○ 書類の電子化が可能な書類

- 受発注者間の事前協議により電子納品の適用可否を決める。電子納品の対象と する場合は、オリジナルファイルの形式も決めること。
 - ※オリジナルファイルとは、PDF 化する前の原本データを指し、Word や Excel 等の受発注者が一般的に利用できるものとする。
- 電子納品する場合は、押印前の書類を電子データで提出する。<u>押印後の書類を</u>スキャナ読取し電子納品する必要はない。
- 電子納品の可否にかかわらず、押印した書類も提出する。 ※当面、印刷・押印後の書類を「正」として保管し、電子データは参考扱いとする。

○ スキャナ読取(製品カタログ等)など電子化に多大な労力を必要とする書類

- 電子納品の対象としない。
- 従来どおり押印後の書類を提出する。



3-2 事前協議の実施

電子納品の対象とする書類の範囲や業務施行中のデータバックアップ体制については、発注者と受注者の事前協議で決定する。電子納品に関する事項をあらかじめ明確にすることで、業務施行中や工期末での手戻りを防ぐことができる。<u>事前協議で決定</u>した事項は「事前協議チェックシート」に記入し、業務計画書に添付する。

事前協議を必ず実施し、結果を「事前協議チェックシート」に記載する。

◆ 事前協議実施におけるポイント

【ポイント】

- 電子納品関連要領・基準、ガイドラインを事前に見ておくこと。
- 電子納品する場合に新たに生じる負荷や必要となる I Tスキルを把握しておき、受発注者間で対応の可否や問題点や具体的に説明できるようにしておくこと。
- ◆ 事前協議での検討を怠った場合に予想される問題

【ポイント】

- 完成間際になるまで協議を放置すると、時間をかけて検討することが出来なくなり、問題が発生する可能性がある。例えば、当初予定していなかったスキャニング作業が必要となるなど新たな出費の発生も考えられる。
- 当初は電子納品のみで良いと思っていても、しっかり決めておかないと、最後になって書類での納品もせざるを得なくなる(二重納品)可能性が大きい(写真など)ことに留意すること。
- 図面に関する電子納品についてはっきり決めておかないと、最後になって、S XF形式にうまく変換できないなどの理由で、図面を最初から書き直すことに なる可能性がある(完成図) ことに留意すること。
- ※「事前協議チェックシート」については、巻末資料1を参照のこと。

4 電子納品実施体制

電子納品を適性かつ効率的に実施するためには、各種電子データの取扱については十分注意し、業務施行中における紛失や改ざんを防止することが必要となる。

そのためには、前述した受発注者間協議を十分に実施することや国土交通省の各要領・基準(案)の内容を把握するとともに、電子納品実施体制を整備することが必要である。

1) 管理責任者の設置

受注者は、電子納品の円滑な実施のために、電子データの作成及び管理、コンピュータウイルス対策に関する管理責任者を設置すること。

管理責任者は、電子データの管理に関する十分な知識を有する者とし、データの 紛失や改ざん防止のためのバックアップやコンピュータウィルス対策を行うこと。 なお、管理責任者を変更する場合は、発注者の同意を得ることとする。

2) データの管理

業務施行中には多くの電子ファイルを作成することになるため、ファイル保管を 適性に実施し、電子納品媒体の作成時に直ちに利用できるようにする必要がある。 そのためには、各担当者が作成した資料を保管する際のファイルの命名方法、ファ イルの保管場所等のルールを事前に決めることが有効であり、これらルールは受注 者の責任において実施することとする。

また、電子データは保存するコンピュータの故障等により利用できなくなる可能性があるため、定期的にデータのバックアップを行い、データ消失に対するリスクを回避する必要がある。

【解説】データのバックアップ

報告書・図面等を電子データとして取り扱う場合には、受注者が業務着手から納品までの長期間にわたり、受注者が管理するコンピュータのハードディスク等にデータを保管することになる。

ハードディスク内のデータは、機器の故障や誤作動(停電や落雷あるいは衝撃など) のために破損したり消失したりする可能性がある。また、過失による誤操作、あるい は故意の妨害行為により、書き換えられたり消去されたりする可能性もある。

このようなトラブルを防止するために、管理責任者は、MO(光磁気ディスク)やCD-R(追記書き可能CD)、CD-RW(書き換え可能CD)、DVD-RAM(書き換え可能なDVD)、あるいは外付けハードディスクなどの大容量媒体に、重要なデータを定期的にバックアップすることが必要である。

バックアップ作業にあたっては、「いつ行うか」、「誰が行うか」、「媒体はどこに保管するか」などをルール化するとともに、作業の記録を残すようにし、日常的な業務の一環として習慣付けることが重要となる。

5 検査前協議

5-1 電子データで検査を行う書類の範囲

電子データにより検査を実施する書類は、報告書、現場写真、測量記録、土質試験 結果等のうち、検査前協議により決定する。

図面については、当面、書類により検査することを基本とする。

ただし、書類による場合も縮小版を利用するなど、二重提出の防止やペーパレスに 努めること。

また、業務途中の協議については、原則として、従来どおりの方法により実施することとする。

5-2 検査前協議の実施

検査前協議とは、検査内容や準備すべき環境(検査に利用する機器やソフトウェア) を受発注者間で「検査前協議チェックシート」を利用して役割を確認する。

検査前協議での実施内容は以下の事項である。

- 電子媒体による検査の実施範囲
- 検査時使用機器と準備担当者の設定
- 検査に用いるソフトウェアと準備担当者の設定

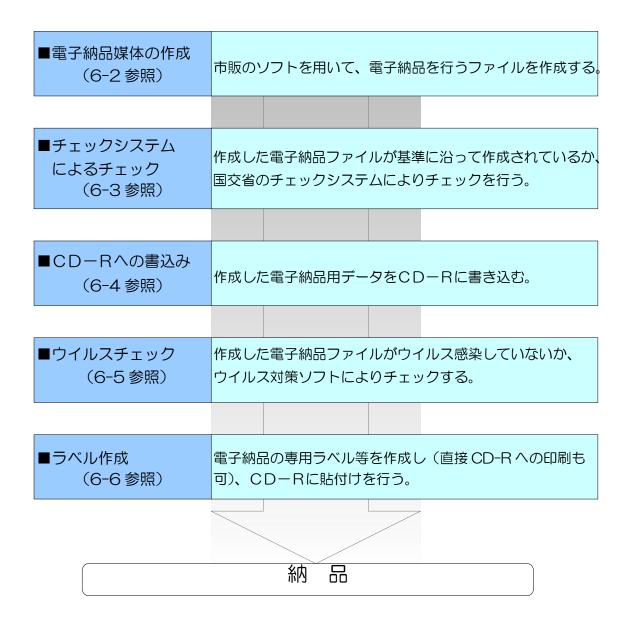
【ポイント】

- 検査時に必要な書類は、原則として受注者が準備することとする。
- 機器の準備の手配を十分に確認し、検査時に不足がないようにすること。発 注者は検査場所に機器が設置できるか確認すること。
- 電子納品成果物を用いて検査する場合は、検査時に機器の操作がスムーズに 行えるか確認すること。担当者が機器操作に不慣れな場合は、操作可能なも のを同行させること。
- ※「検査前協議チェックシート」については、巻末資料2を参照のこと。

6 電子納品媒体の作成

6-1 基本的な電子納品媒体の作成手順

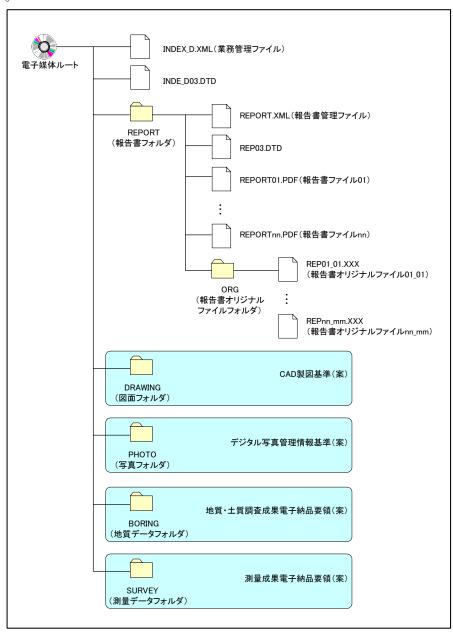
電子納品媒体作成においての基本的な作業の流れを以下に示す。 フローに記載した項目は、詳細内容を事項に示す。



6-2 電子納品媒体の作成

6-2-1 フォルダ構成

電子納品する成果品は、下図に示されるフォルダ構成とする。電子媒体のルート直下に「REPORT」、「DRAWING」、「PHOTO」、「SURVEY」、「BORING」のフォルダ及び業務管理ファイルを置く。また、REPORT フォルダの下に ORG サブフォルダを置く。尚、格納する電子データファイルがないフォルダは作成しなくてもよい。



※電子データ作成において利用したソフトの<u>閲覧ソフト(ビュアソフト)が無償で</u>公開されている場合については、CD-Rに入れ、納品すること。

(1) 業務管理ファイル(INDEX_D.XML)

業務管理ファイルの作成においては、以下の点に留意すること。

- 業務管理ファイル (INDEX_D.XML) に記入する業務管理項目は国土交通 省の電子納品要領に示す内容に従うこと。
- 業務管理ファイル (INDEX_D.XML) は、INDE_D03.DTD とあわせてルート直下 (CD を開いた時に最初にあらわれる場所) に格納すること。
- 業務管理ファイルの XML フォーマットデータ作成について、以下に解説 する。
 - ◆ XML フォーマットデータの作成・編集はテキストエディタ (Windows に付属する「メモ帳」等) あるいは市販の電子納品データ作成ソフトを 使用して作成することができる。
 - ◆ 業務管理ファイルは、マイクロソフトインターネット・エクスプローラ (バージョン 5.0 以上)で閲覧できる。
 - ◆ DTD(Document Type Definition)とは、XMLの文書構造を定義するものである。電子納品で利用する場合は、国土交通省が作成した DTD ファイルをそのまま使用することができる。(国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページから入手可能 http://www.nilim-ed.jp/)

(2) 報告書フォルダ (REPORT)

報告書フォルダの作成においては、以下の点に留意すること。

- 報告書フォルダ (REPORT) の直下にオリジナルサブフォルダ (ORG) を 設置すること。
- REPORT フォルダ内のデータ作成については、国土交通省の電子納品要領 (案)に従い作成すること。
- 設計業務委託・地質調査業務委託における報告書を電子納品の対象とした 場合は、報告書フォルダ(REPORT)に PDF 形式の報告書を格納し、オ リジナルサブフォルダ (ORG) には、そのオリジナルファイルを格納する こと。
- オリジナルファイルの形式については、ワード (.DOC) やエクセル (.XLS) 等の発注者が保有するソフトで利用できるものにすること (協議時に確認)。 専用ソフトを用いて作成した場合は PDF ファイルをオリジナルファイル として納品すること。
- PDF ファイルで納品する場合、PDF ファイルのセキュリティの設定を下 記のように設定すること。
 - ◆ 文書の変更は「許可しない」
 - ◆ その他は「許可する」
- 報告書ファイルの容量としては、10MB程度とし、それより大きくなる場合は、章や節で分割して1ファイルが10MB以下となるように考慮すること。なお、報告書ファイルを分割する場合は、当該ファイル以外の別ファイルへのリンクとなるしおりに関しては、大項目のみ作成することとする。
- PDF 形式の目次である「しおり(ブックマーク)」を報告書の目次と同じ 章、節、項(見出しレベル 1~3)までの各項目で作成すること。
- 特記仕様書・業務計画書・打合せ簿についても、報告書と同様に報告書フォルダに格納すること(報告書フォルダ(REPORT)に PDF 形式の報告書を格納し、オリジナルサブフォルダ(ORG)には、そのオリジナルファイルを格納)。

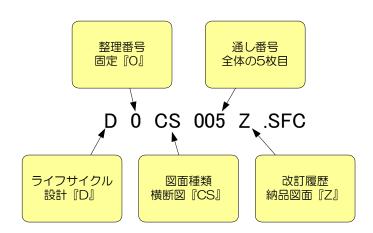
(3) 図面フォルダ (DRAWING)

図面フォルダの作成においては、以下の点に留意すること。

- 図面データは、DRAWING フォルダに格納すること。
- 図面データは、「CAD製図基準(案)国土交通省」に従って作成すること。ただし、ファイル形式は、SXF(sfc)とする(国交省はSXF(p21))。
- 図面データのファイル名については、以下のように作成すること(以下の 図を参照)。
 - ◆ ライフサイクルは、測量及び地質・土質調査「S」、設計「D」とする。
 - ◆ 整理番号は当初設計を「0」とする(固定)。
 - ◆ 図面番号は全体の通し番号を付す(表題欄の図面番号とする)。
 - ◆ 改訂履歴は「Z」とする(固定)。

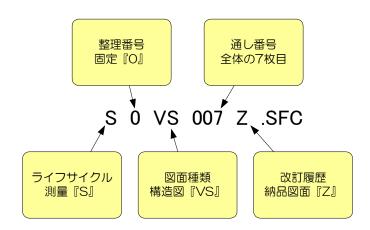
<例:設計段階の図面で、横断図の3枚目の場合>

(横断図の前に平面図、縦断図が1枚ずつあると仮定)



<例:測量段階の図面で、構造図の1枚目の場合>

(構造図の前に平面図、縦断図、横断図が計6枚あると仮定)



図面に関する CAD データフォーマットは原則、SXF(sfc)とする。

<SXF に関する補足>

SXF(SCADEC data eXchange Format)とは、「CAD データ交換標準開発コンソーシアム」で開発した CAD データ交換標準フォーマットであり、SXF に対応している CAD ソフトであれば、SXF データ(拡張子.sfc または.p21)を介して異なる CAD ソフトとのデータ交換が可能である。これまでの CAD のデータフォーマットは、ソフトに依存した固有のものであり、データのやりとりを行おうとする場合、互換性の点で問題があった。これを解消するために開発されたのが SXF である。SXF は、現在もより高度なレベルを実現するための開発が行われているが、現時点では、従来の CAD に比べて非常に制限された機能となっている。

SXF には国際標準に準拠したファイル形式である p21 形式と国内流通用のファイル形式である sfc 形式があり、国土交通省では p21 形式を正式な納品フォーマットとして採用している。

神奈川県企業庁では以下の理由より、当面の間、sfc 形式による納品を行うものとする。

- ◆ sfc形式は国内流通用なのでファイル容量がp21 形式に比べ小さい。
- ◆ p21 形式はファイル容量が大きいため、データ交換性・利用性が低い。
- ◆ sfc形式とp21 形式は互換性があるため、p21 形式への変換が可能である。

【ポイント】

● 設計業務の成果品である CAD データが CAD 製図基準(案)に従って、正しく 作成されれば、業務発注時の発注図作成作業が効率化できる。

(4) 写真フォルダ (PHOTO)

写真フォルダの作成においては、以下の点に留意すること。

- 写真フォルダ (PHOTO) の直下に写真サブフォルダ (PIC) と参考図サブフォルダ (DRA) を設置すること。
- 写真を電子納品の対象とした場合(写真は電子納品することが望ましいデータ)は、PHOTOフォルダに格納すること。
- 写真のファイル形式は、JPEG とする。参考図のファイル形式は、JPEG または TIFF とする。
- PHOTO フォルダ内のデータ作成については、国土交通省のデジタル写真 管理情報基準(案)に従って作成すること。
- 写真の電子化にあたっては、原則としてデジタルカメラを使用すること。 ただし、現場条件・環境がデジタルカメラに適さない場合や機器の準備が できない場合等は、受発注者間で協議の上、従来型ネガフィルムカメラの 使用も認める。その場合は、専門店等でデジタル化した上で、納品するこ と。
- 写真情報管理ファイル (PHOTO.XML) の写真管理項目において、以下の 「撮影箇所(測点番号等)」については必ず記入とすること。

	(国土交通省)	(県土整備部・企業庁)
「撮影箇所(測点番号等)」	〇:条件付き必須記入	◎:必須記入

● デジタルカメラの画素数については、データ容量の肥大化が懸念されることから、現場写真として 100 万画素程度以上とする。必要以上に高い画素数 (300 万画素以上) の写真は原則認めないこととする (詳細は以下を参照のこと)。

【参考】現場写真の画素数

		適性	備考	
80 万画素	÷	1024×768(1枚あたり 200KB程度)	不可×	現場写真としての
				要件を満たさない
130 万画素	≒	1280×1024(1 枚あたり 320K B程度)	標準◎	適正な範囲
200 万画素	≒	1600×1200(1枚あたり 500KB程度)	可〇	
200 天画書	<u>.</u>	90.40~17.90(1 长去去 10 90.017 D 和序)	7 = 1 \ \	必要以上の画素数
300 万画素	≒	2048×1536(1枚あたり800KB程度)	不可×	である。

参考図ファイルをスキャナ読込み等で作成する場合は、図面が判読できる解像度とし、 300dpi 程度を標準とする。

(5) 地質データフォルダ (BORING)

地質調査成果フォルダの作成においては、以下の点に留意すること。

- ●地質・土質調査成果を格納する「BORING」フォルダの下には、「DATA」、「LOG」、「DRA」、「PIC」、「TEST」、「OTHRS」のサブフォルダ、及び地質情報管理ファイルを格納すること。
- ●地質調査業務委託におけるボーリング柱状図・コア写真・地質調査資料等を電子納品の対象とした場合は、BORINGフォルダに格納すること。
- ●BORING フォルダ内のデータは、国土交通省の地質・土質調査成果電子納品要領(案)に従って作成すること。ただし、CAD 図面のファイル形式は、SXF(sfc)とする。
- ●巻末資料に示す試験結果資料や現場写真のファイルを「PHOTO」や「BORING」フォルダに格納している場合は、重複して「REPORT」フォルダにファイルを格納しないこと。なお、デジタルカメラの有効画素(ピクセル)数は、100万画素程度を標準とする。

(6) 測量データフォルダ (SURVEY)

測量成果フォルダの作成においては、以下の点に留意すること。

- ●測量成果を格納するフォルダには、7 つのサブフォルダ(「KITEN」「SUIJUN」「CHIKEI」「ROSEN」「KASEN」「YOUCHI」「DOC」)を設置すること
- ●「DOC」を除く各サブフォルダには、次の「WORK」「DATA」「OTHRS」のサブフォルダを置き、各々の成果を格納すること。
 - ◆「WORK」サブフォルダには測量記録を格納する。
 - ◆「DATA」サブフォルダには測量成果を格納する。
 - ◆「OTHRS」サブフォルダには測量機器検定証明書、ファイル説明書等のその 他のデータを格納する。
- ●「WORK」、「DATA」サブフォルダは、下記に実施した測量作業に応じて、測量 細区分を示すサブフォルダを設け、成果を格納する。
 - ◆ 各測量成果格納フォルダ(「KITEN」「SUIJUN」「CHIKEI」「ROSEN」「KASEN」「YOUCHI」)の下に、測量作業の途中段階である測量記録(精度管理表等)と、最終的な測量成果(成果表、DM データ等)とに分類して格納するためのサブフォルダを作成し、各々の下に当該成果を格納する。
- ●SURVEY フォルダ内のデータは、国土交通省の測量成果電子納品要領(案) に従って作成すること。
- ●測量成果のファイル形式 (PDF、TXT、DM、CAD 図面等) については、協議により決定すること。
 - ◆ CAD 図面で納品する場合、「CAD 製図基準(案)国土交通省」に準拠して作成すること。図面のファイル形式は、SXF(sfc)とする。
 - ◆ デジタルマッピングで DM データで納品する場合は、DM データファイル (DM) と DM データインデックスファイル (DMI) を提出する。 (DATA サブフォルダに格納する。)
- ●現況平面図を公共測量作業規程に準じて作成する際に、線号、線種等が、国土 交通省の CAD 製図基準(案)に合致しない場合は、受注者はその内容を発 注者に説明し、設計段階での利用を充分考慮して納品すること。基本的には、 公共測量作業規程を優先させることとする。
- ●現場写真の提出方法を「報告書に貼付け」とした場合は、測量記録(WORK)に 貼付けて提出すること。なお、デジタルカメラの有効画素(ピクセル)数は、 100万画素程度を標準とする。
- ●測量記録のうち電子納品の対象とする書類の範囲は、再利用性を充分に考慮し、 受発注者間の事前協議により決定すること。なお、野帳などスキャナ読取り を必要とする書類(電子化に多大な労力を必要とする書類)については、必 要最小限とする。

6-3 チェックシステムによるチェック

受注者は、電子納品する成果品のデータのフォルダ構成や管理ファイルの内容が、 国土交通省の各要領・基準(案)に則した内容となっているかを国土交通省の「電子納品チェックシステム」を利用してチェックし、<u>チェック結果を印刷して発注者に提</u>出すること。



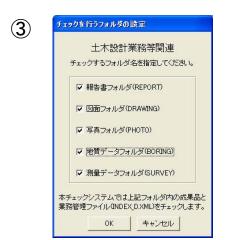
②

Fェックするメディアのドライブを選択して
OKボタンをクリックするか、参照ボタンを使
用してINDEXファイルを選択してください。

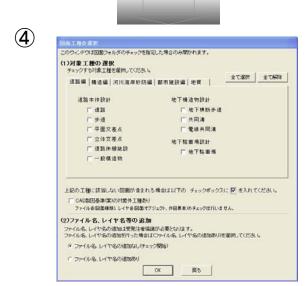
チェックするメディアのドライブを選択してOKボタンをクリックするか、参照ボタンを使用してINDEXファイルを選択する。

キャンセル





チェックを実行するフォルダ を指定する。

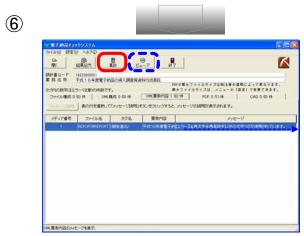


対象図面工種を指定する。





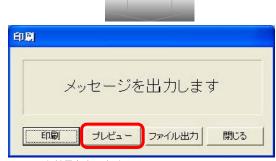
中止



電子成果物データのチェック後、チェック結果が表示される。



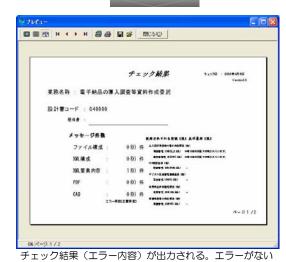
チェックシステムには補助機能として電子成果物簡易 ビューアが内臓されており、電子成果物のデータファ イルを閲覧することができる。



チェック結果を表示させる。

(7)

(8)



ことを確認した後、チェック結果を印刷し納品時に提出する。

チェック結果は印刷し、納品時に必ず提出する。

※チェックシステムは国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページから無償で入手(ダウンロード)できる。

(国土交通省国土技術政策総合研究所のHP: http://www.nilim-ed.jp/)

6-4 CD-R への書き込み

6-4-1 使用媒体

電子納品する成果品として使用する媒体は CD-R とし、以下の各項目に従うものとする。

- CD-R は、ISO9660 フォーマット (レベル1)を標準とする。
- 基本的には、1 枚のCD-R に格納する。納まらない場合は、"6-4-2成果品が複数枚に渡る場合の処置"を参照のこと。
- 納品時には、正副各1部ずつ合計2部を納品する。

※納品された電子データの原本性を確保するため、納品用の媒体には格納データの書き換えが不可能な CD-R のみを使用する(CD-RW、DVD は不可)。

【解説】CD-R フォーマット

「ISO9660」は、汎用性が高い CD-R/RW 用の標準フォーマット規格である。 この規格は、ファイル名として使用可能な文字数に応じてレベル 1 ~ 3 が規定されている。

最も多くの OS に対応可能なレベル 1 は、ファイル名 8 文字+拡張子 3 文字、使用できる文字は半角の英数字 $(A\sim Z, 0\sim 9)$ および、(P) が、 制限が厳しくなっている。

この他に、Windows95/98/NT 用に Microsoft が ISO9660 を拡張した「Joliet」 Macintosh 用の独自フォーマットである「HFS」、UNIX 系の OS 用の ISO9660 拡張である「RockRidge」などがあるが、電子納品では使用しないこと。

※: WindowsXPの標準機能によりCD-Rへ書き込む場合(マイコンピュータ内から直接作成する場合)、自動的に「Joliet」フォーマットで作成される。従って、**電子納品成果品をCD-Rへ書き込む際、OSがWindows XPの場合は「ISO9660」フォーマットに対応したCD-R書き込みソフトを利用すること。**

6-4-2 成果品が複数枚に渡る場合の処置

ファイル容量が大きい場合やファイルの数が多い場合は、成果品の CD-R が複数枚 必要となる場合がある、成果品を複数枚で提出する場合の留意事項は、以下に示すと おりである。

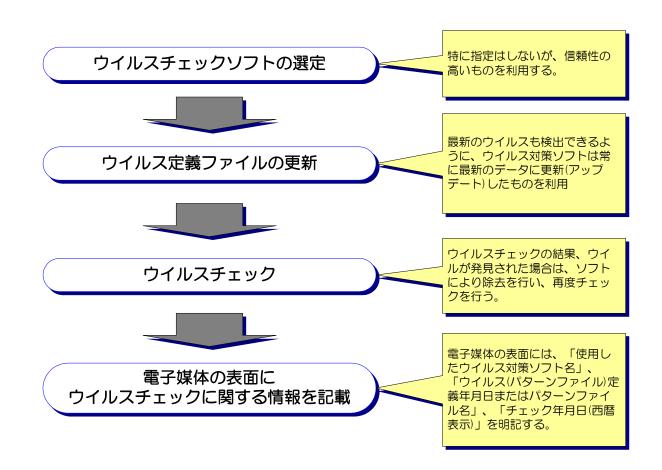
- 各媒体のラベルに何枚目/総枚数を明記する。
- 何枚目の媒体であっても媒体内のルートからのフォルダ構成は変更しない。
- 何枚目の媒体であっても業務管理ファイル(INDEX_D.XML)を各媒体のルート直下に添付する。ただし、各業務管理項目のメディア番号は、ラベルに明記してある何枚目/総枚数と整合を取る。

6-5 ウイルスチェック

受注者は、提出する成果データが、ウイルスに感染していないかチェックするため、 ウイルスチェックソフトを使用して必ずチェックすること。

なお、ウイルスチェックにあたり以下の点に留意する。

- 受注者は、電子成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。
- ウイルスチェックソフトは特に指定はしないが、事前協議チェックシートに明記すること。 (チェックシートを参照)
- ウイルスチェックソフトには検出、駆除できるウイルスの情報が記述されている「ウイルス定義ファイル(使用するソフトによって呼称が異なる)」がある。チェックを実行する前に、最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用すること。
- 電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日(西暦表示)」を明記する。



6-6 ラベル作成

電子納品する成果品として使用する媒体には、以下の各項目を表示するものとする。 表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシールに印字し貼付け、油性マジック等での書き込みとする。(ボールペン、鉛筆など硬質な筆記具の使用は CD-R を損傷させ、読取不能となる恐れがあることから不可)

◆ 納品する CD-R には、以下の必要項目を全て表示する。

表 6-1 CD-R ラベル記載項目

No.	項目	備考
1	設計書コード	設計書コードは TECRIS 登録番号とする。
1	以川音コート	TECRIS 登録番号は登録義務のある金額以上の業務
2	業務名称	業務名称 (路線名、河川名)
3	作成年月	
4	正副区分	正、副の区分を記入。
5	何枚目/総枚数	
6	受注者署名(押印)欄	
7	発注者名	
8	受注者名	
9	ウイルスチェックに関	・ウイルス対策ソフト名
	する情報	・ウイルス定義
		・チェック年月日
10	フォーマット形式	ISO9660 (レベル 1)

- ◆ 「ウイルスチェックに関する情報」については、使用した「ウイルス対策ソフト名」 「ウイルス定義年月日」もしくは「パターンファイル名」、「チェック年月日」を 明記する。
- ◆ プラスチックケースの背表紙には、以下の例のように「業務名称」「作成年月」「設計書コード」を記載する。業務名が長く書きされない場合は、先頭から書けるところまで記入する。

(CD-R 表示例)



(CD-R ケース背表紙表示例)

平成〇年度 〇〇〇〇〇〇業務委託 平成〇年〇月「123456789」

TECRIS登録番号等

(500万円以上:TECRIS登録番号) (500万円未満:西暦下二桁+999)

6-7 原本性の確保

受注者は、電子納品する成果品の提出にあたり、電子データを格納した CD-R(正副各 1 枚)とともに、署名・捺印した電子媒体納品書を提出する。

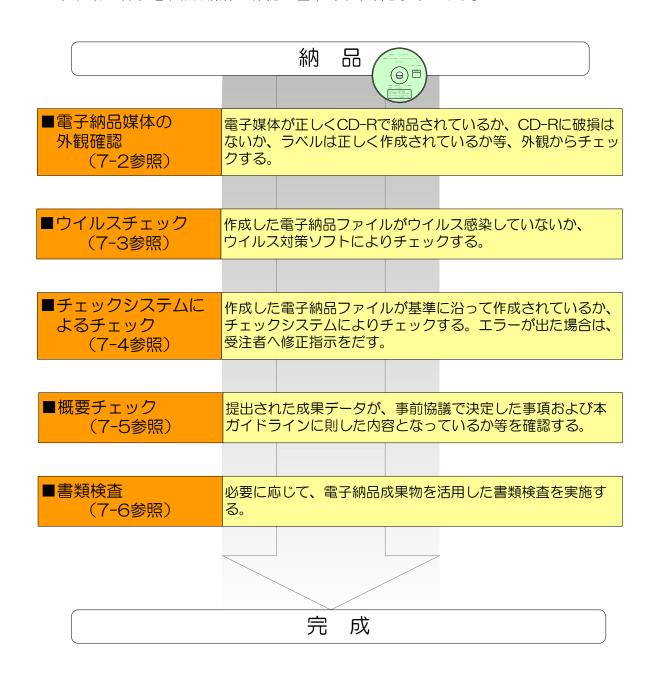
(電子媒体納品書例)

様式一〇〇											
		電	子	媒	体	納	品	書			
殿											
受注者 (住所) (氏名)											
				(管	理技術		名)		印		
下記の	とおり雷	子媒体を納品し	ます								
1 1000	C40 / E	1 W.L. C.W.100	<i>J</i> & <i>J</i> ° °		記						
					āС						
業務名								設計書コード			
電子媒体の	の種類	規格	単(位数量				作成年月	備考		
CD-R		IS09660	枚			2		平成○年○月○日			
				_							
				\dashv							
備考 1	. 調査職	員に提出									
	_										

7 電子納品媒体の確認・検査

7-1 基本的な電子納品媒体の確認手順

発注者が行う電子納品媒体の確認の基本的な手順を以下に示す。



7-2 電子納品媒体の外観確認

電子納品媒体を受注者から受け取った際には、媒体の外観についてチェックを行う。 チェックすべき内容としては、以下が挙げられる。

【チェック項目】

- 電子媒体が正しく CD-R で納品されているか
- CD-Rに破損はないか(傷や汚れの確認)
- ラベルは正しく作成されているか("6-6ラベル作成"に示した通りに作成されているかを確認)

築

7-3 ウイルスチェック

ウイルスチェックについては、"6-5ウイルスチェック"と同様に実施する。

7-4 チェックシステムによるチェック

チェックシステムによるチェックは。"6-3チェックシステム"と同様に実施する。

7-5 概要チェック

提出された成果データが、事前協議で決定した事項および本ガイドラインに則した 内容となっているかを確認すること。

(例)

- 設計書コードは TECRIS 登録番号となっているか(発注金額 500 万円未満は西暦下二桁+9999)。
- 協議で決めた書類が納品されているか。
- オリジナルファイル等の格納場所やファイル名が正しいか。
- デジタルカメラの画素数は 100~200 万画素であるか。
- 写真管理項目の「写真タイトル」「撮影箇所(測点番号)」が記入されているか。
- CAD のファイル形式が SXF(sfc)であるか。

等

7-6 書類検査

電子納品された成果品の検査は、発注者が電子データで実施することを原則とするが、検査を効率的に行うために以下のルールを設定する。

- 電子納品される成果品の検査は、検査を効率的に行う観点から受発注者間の協議により取り決めるものとする。
- 検査を行うための準備は、原則として発注者が行うが、機器等については発注者が 行う。それ以外については協議して決定する。

7-6-1 書類検査の準備

- (1) 機器構成と検査用ソフト
 - 1) 電子納品される成果品を確認するにあたって、最低限必要な機器は「パソコン(図面、写真等が閲覧できるソフトがインストール済みのもの)」とし、原則として 検査会場に発注者が用意する。
 - 2) その他にも必要に応じて、プロジェクター、モニター、カラープリンター等の準備を行うこと。必要な機器については、受発注者間で事前に協議を行う。

7-6-2 書類検査時の対応

- (1)機器の操作
 - 1) 検査員が閲覧を希望する書類の検索·表示を行うための機器の操作は、原則として受注者が行う。
 - 2) 受注者は、電子媒体の内容や閲覧用ソフトの機能を熟知し、円滑な操作ができる者を配置する。

(2) 検査方法

電子納品される成果品については、プロジェクターやモニターを用いて検査を行う。なお、プロジェクターを利用する場合は、スクリーンの準備等が必要となるため、あらかじめ検査室等の準備をする必要がある。

8 電子納品成果物の保管・管理

電子納品される成果品 (CD-R) については、発注担当部署 (発注営業所) で保管する。

【巻末資料 1】 事前協議チェックシート

事前協議チェックシート(設計業務等用)

(1)協議参加者

				実施	日	平成	年	月	
業務名									
工期	平成	年	月 E	3	~	平成	年	月	В
設計書コード									
	事務所名	・課名							
	役職名								
発注者	出席者名								
	連絡先(電	話番号)							
	連絡先(e-	mail)							
	社名								
	役職名								
受注者	出席者名								
文注句	連絡先(電	話番号)							
	連絡先(e-	mail)							
	管理責任者	5名							

(2)電子納品対象項目

■:必須項目を示す。

	■・心須項目でかり。
フォルダ名	協議における 取り決め事項
_	■業務管理ファイル
ロ(1)報告書フォルダ〈REPORT〉	
	口報告書管理ファイル
	口報告書ファイル
	口報告書オリジナルファイル
ロ(2)図面フォルダ〈DRAWING >	
	口図面管理ファイル
	口図面ファイル
□(3)写真フォルダ〈PHOTO〉	
	口写真情報管理ファイル
	口写真ファイル
	口参考図ファイル
ロ(4)地質フォルダ〈BORING〉	
	口地質情報管理ファイル
	ロボーリング交換用ファイル
	口電子柱状図データファイル
	口電子簡略柱状図データファイル
	□地質平面図
	□地質断面図
	ロコア写真
	口電子各種試験結果
ロ(5)測量フォルダ〈SURVEY〉	
	口測量情報管理ファイル
	□基準点測量
	□水準測量
	口地形測量
	□路線測量
	□河川測量
	□用地測量
	ロドキュメント

(3) 電子納品データの作成/確認ソフト及びファイル形式の確認

1)報告書等作成時の	使用ソフト
ワープロソフト	□Word() / □-太郎() / □その他()
表計算	□Excel() / □□-タス() / □その他()
注)使用ソフトは()	内にバージョンを記入するようにしてください。
2)図面作成時の使用	ソフト
納品時ファイル形式	SXF (sfc)
使用 CAD ソフト名	
3)写真作成時の使用 (A)写真ファイル	ソフト
納品時ファイル形式	JPEG
使用ソフト名	
(B)参考図ファイ)	
納品時ファイル形式	□JPEG □TIFF
使用ソフト名	
4)地質データ (A) ボーリング交換	奥用ファイル
納品時ファイル形式	XML
使用ソフト名	
(B)データ交換用ラ	データ
納品時ファイル形式	(協議:
使用ソフト名	
5)測量データ (A) 測量図面関係	データ(基準点網図、平均図、観測図等)
納品時ファイル形式	□PDF 形式 □DM 形式 □SXF(sfc)形式
(B)数値データ(観	見測手簿、成果表、点の記等)

納品時ファイル形式 ロTXT 形式 ロオリジナル(形式:

(4) 遵守するべき要領・基準類

名 称	日付	策定者
■土木設計業務等の電子納品要領(案)	平成 16年6月	
□CAD 製図基準(案)	平成 16年6月	
ロデジタル写真管理情報基準(案)	平成 18 年 1 月	国土交通省
□地質・土質調査成果電子納品要領(案)	平成 16年6月	
□測量成果電子納品要領(案)	平成 16年6月	

(5) 電子納品対象の納品方法

納品種類	チェック	内容
電子媒体の提出		提出する電子データを格納した CD-R を正副各 1 部提出する。
紙媒体の提出		従来形式の紙媒体による成果品を提出する。

(6) コンピュータウイルス対策(受注者側)

	□Norton AntiVirus (Ver.
 使用ソフトウェア名	ロウイルスバスター (Ver.)
使用グクトウェア石	□Virus Scan (Ver.)
	口その他()
ワクチンソフトの常駐	ロインターネットにアクセス可能なコンピュータでは、ウイル
	スワクチンソフトを常駐させる。
	□外部から媒体を受け取った際には、その媒体に対するウイル
ウイルスチェックの実施	スチェックを行う。また、外部への媒体引き渡しの際には、そ
	の媒体に対するウイルスチェックを行う。
ウイルスパターン定義データ	□管理責任者は、1 週間に 1 回程度以上は定義データの更新
の更新	状況を調査し、最新の定義データに更新する。
	□ウイルスが発見された場合には、管理責任者がウイルスを駆
ウイルス発見・駆除時の対応	除し、感染源を特定しデータ作成者に連絡すると共に、発注者
	にウイルス発見の届出を行う。

(7)検査の準備と実施

	□検査機器(PC、プリンタなど)の準備(原則 発注者)	
	□設置状況の確認(検査会場、電源等)	
	□検査PCに必要なアプリケーションの準備	
検査機器等の準備	・アクロバットリーダ	
	・SXFブラウザ	
	・電子納品チェックシステム	
	・その他(
	□電子成果品()	
	□紙などの従来形式の成果品(受注者:内容を下記に記載)	
成果品の内容		
7777100077131		
	□電子成果品の対象書類の準備(発注者が準備:内容を下記に記載)	
	□検査を円滑に実施するため発注者が準備する物(内容を下記に記載)	
電子成果品の		
対象書類準備		
	□検査を円滑に実施するため受注者が準備する物(内容を下記に記載)	
(8) その他		

【巻末資料 2】

検査前協議チェックシート

平成

年

月

 \Box

検査前協議チェックシート(設計業務等用)

実施日

業務名									
工期		平成	年	月	日~平成	年	月	\Box	
設計書コー	ド								
発注者側	担当者								
受注者側	管理技術者								
	担当者								

(1)検査実施場所および予定日時

検査実施場所							
予定日時	平成	年	月	•	~	:	

(2) 電子成果品により検査を行う場合の書類の範囲

対象書類ファイル項目	ファイル項目内容	内容チェック	電子データによる
	チェック		書類審査
□業務管理ファイル			
□報告書管理ファイル			
口報告書ファイル			
□報告書オリジナルファイル			
□図面管理ファイル			
□図面ファイル			
□写真情報管理ファイル			
口写真ファイル			
口説明ファイル(測量)			
□測量平面データ			
□測量縦横断データ			
□地質情報管理ファイル			
ロボーリング交換用ファイル		_	
□電子柱状図データファイル			
□電子簡略柱状図データファイル			

[※]電子成果品対象にチェックを付け、チェックする範囲に対して〇を付ける。

(3) 検査時使用機器

●パソコンについて

		必須項E	1	任意項目				
	準備の有無	準備の	パソコンの形態	モニタ	モニタ等への	解像度		
	(必要性)	担当		サイズ	接続形式			
パソコン①	口有り	□発注者	ロノート			×		
/\9_J\0	口無し	口受注者	ロデスクトップ	インチ		ピクセル		
181770	口有り	口発注者	ロノート			×		
パソコン②	口無し	口受注者	ロデスクトップ	インチ		ピクセル		
181777	口有り	口発注者	ロノート			×		
パソコン③	口無し	口受注者	ロデスクトップ	インチ		ピクセル		

[※]可能な範囲で記載すること。

●カラープリンターについて

	必須	項目	任意項目				
	準備の有無 (必要性)	準備の担当	出力可能サイズ		PC 等への接続形式		
カラープリンター①	口有り	口発注者	□A3 まで(推奨)				
	口無し	口受注者	□A4 まで				
			口その他()			
カラープリンター②	口有り	口発注者	□A3 まで(推奨)				
	口無し	口受注者	□A4 まで				
			口その他()			

[※]可能な範囲で記載すること。

●プロジェクターについて

	必須項目		任意項目				
	準備の有無 (必要性)	準備の担当	表示可能解像度	PC 等への接続形式			
プロジェクター①	口有り	口発注者	×				
	口無し	□受注者	ピクセル				
プロジェクター②	口有り	□発注者	×				
	口無し	□受注者	ピクセル				

[※]可能な範囲で記載すること。

●その他必要機器

機器名	備考

[※]可能な範囲で記載すること。

(4)検査用ソフトウェア

検査対象	検査時使用ソフトウェア名	準備の担当
管理ファイル	(Ver.	□発注者
官珪ノアイル		□受注者
報告書ファイル	(Ver.	口発注者
+XD = 2 7 1 70		□受注者
図面ファイル	(Ver .)	口発注者
		□受注者
写真ファイル	(Ver.	口発注者
		□受注者
測量平面図	(Ver.	口発注者
		口受注者
測量縦横図データ	(Ver.	口発注者
		口受注者
電子簡略柱状図データフ	(Ver.	口発注者
アイル		口受注者
文書ファイル	(Ver.	口発注者
(ワープロソフト)		□受注者
表計算ファイル	(Ver.	□発注者
(表計算ソフト)		□受注者
その他	(Ver.	口発注者
قاره ی		□受注者

[※]受注者が検査用ソフトウェアを用意する場合には、納品用の CD-R に格納して提出すること。

(5)機器の操作

□検査には以下に示す受注者操作補助員が同席するものとし、検査官の求めに応じて電子データ の内容をパソコンの画面に表示、あるいはプリンターに出力する。

操作補助員氏名	
部署名	
連絡先(電話番号)	
連絡先(e-mail)	

※受注者操作補助員は、検査に先立ち上記ソフトウェアの操作方法を習得しておくこと。

(6)検査の準備と実施(再確認)

	□検査機器(PC、プリンタなど)の準備(原則 発注者)			
	口設置状況の確認(検査会場、電源等)			
	□検査PCに必要なアプリケーションの準備			
検査機器等の準備	・アクロバットリーダ			
次旦版品分の牛佣	・SXFブラウザ			
	・			
		`		
	・その他()		
	口電子成果品()		
	口紙などの従来形式の成果品(受注者:内容を下記に記載			
成果品の内容				
	□電子成果品の対象書類の準備(発注者が準備:内容を下	記に記載)		
	 □検査を円滑に実施するため発注者が準備する物(内容を	下記に記載)		
電子成果品の				
対象書類準備				
	口検査を円滑に実施するため受注者が準備する物(内容を	下記に記載)		
(7) その他				
		1		